

第59回児童福祉審議会子ども育成分科会

日時：令和6年3月22日(金) 9時30分～12時00分

場所：はぐくみかん 5階 会議室4

<次 第>

1 開 会

2 議 事

- (1) 児童福祉施設の整備計画について【資料2-1】、【資料2-2】

3 報告事項

- (1) 放課後児童クラブの整備計画について【資料3】
- (2) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に関するパブリック・コメント手続の実施について【資料4】
- (3) 保育所等の職員配置基準の見直しについて【資料5】

4 その他

5 閉 会

【配付資料】

資料1 児童福祉審議会子ども育成分科会委員名簿

資料2 児童福祉施設の整備計画1、2

資料3 放課後児童クラブの整備計画について

資料4 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に関するパブリック・コメント手続の実施について

資料5 保育所等の職員配置基準の見直しについて

児童福祉審議会子ども育成分科会委員名簿

（50 音順、敬称略）

	委員名	団体・組織等	備 考
1	岩 波 啓 之	横須賀市私立幼稚園協会顧問	出席
2	久 保 山 茂 樹	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 インクルーシブ教育システム推進センター 上席総括研究員	出席
3	高 島 洋 子	横須賀市小学校校長会	出席
4	玉 川 淳	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部社会福祉学科教授	出席
5	原 田 修 二	児童養護施設春光学園園長	
6	宮 田 丈 乃	横須賀市保育会会長	出席
7	吉 田 尚 子	横須賀市民生委員児童委員協議会主任児童委員	出席

児童福祉施設（幼稚園⇒幼保連携型認定こども園）の整備計画 1

1. 整備概要

No	区 分		内 容			
1	意見聴取の内容		青い鳥幼稚園が幼保連携型認定こども園へ移行するにあたっての整備計画について（整備期間は令和6～7年度の2ヶ年）			
2	施設の名 称		（仮称）青い鳥こども園（現 青い鳥幼稚園）			
3	所 在 地		（現園舎）横須賀市三春町2－6 （新園舎）横須賀市三春町2－6（未確定）			
4	設 置 者		学校法人 敬愛石川学園 理事長 石川 太郎			
5	開 設 予 定 日		令和8年4月1日			
6	整 備 の 概 要		①現在の幼稚園（施設型給付）を幼保連携型認定こども園に移行するにあたり、築約45年が経過し老朽化が進む現園舎には、必置である調理室もないこと等により、全面建替えることとした。 ②仮設園舎は建築せず、現敷地の園庭部分に新園舎を建築する。 建て替え中及び現園舎解体中は、近隣の公園等を園庭の代替地として利用する。 ③新園舎完成後、現園舎を解体し、その跡地を園庭の一部とする。 ④緊急時避難用として、階の上部に屋上を設置する（園庭には含まない）。 ⑤令和8年4月より幼保連携型認定こども園として開園する。			
7	工 事 予 定期 間 （ 工 事 工 程 ）		入札に関する部分のため、入札後の開示となります。			
8	施設 の 概 要	敷地面積	1119.97㎡（自己所有地・一部賃借地）			
		建築面積				
		延べ床面積				
		構造・階数				
9	令和8年度の定員		105人【現在の認可定員160人】 （参考）令和6年1月1日現在の実利用児童数 5才42人、4才41人、3才30人の合計113人			
10	令和8年度の 子どもの内訳 及び学級数					

		<table><tr><td>2 歳</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>+10</td><td>10</td></tr><tr><td>1 歳</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>+4</td><td>4</td></tr><tr><td>0 歳</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>+1</td><td>1</td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td>135</td><td>▲75</td><td>60</td><td>0</td><td>+45 45</td></tr></table> 【学級数】 3 学級（5 才 1、4 才 1、3 才 1）（現在 5 学級）	2 歳					+10	10	1 歳					+4	4	0 歳					+1	1	合計		135	▲75	60	0	+45 45		
2 歳					+10	10																										
1 歳					+4	4																										
0 歳					+1	1																										
合計		135	▲75	60	0	+45 45																										
11	令和 8 年 度 の 職 員	【配置基準上、保育教諭は常勤換算で 7 人以上必要】 <table><tr><td></td><td>現在</td><td>変更後</td></tr><tr><td>園長（★）</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>副園長</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>主幹保育教諭</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>保育教諭（★）</td><td>8</td><td>10</td></tr><tr><td>事務職員</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>調理員（★自園調理の場合）</td><td>委託</td><td>委託</td></tr><tr><td>学校医（★）</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>学校歯科医（★）</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>学校薬剤師（★）</td><td>1</td><td>1</td></tr></table> ※保育教諭は常勤換算後の人数。なお、調理は業者委託予定		現在	変更後	園長（★）	1	1	副園長	1	1	主幹保育教諭	1	1	保育教諭（★）	8	10	事務職員	2	2	調理員（★自園調理の場合）	委託	委託	学校医（★）	1	1	学校歯科医（★）	1	1	学校薬剤師（★）	1	1
	現在	変更後																														
園長（★）	1	1																														
副園長	1	1																														
主幹保育教諭	1	1																														
保育教諭（★）	8	10																														
事務職員	2	2																														
調理員（★自園調理の場合）	委託	委託																														
学校医（★）	1	1																														
学校歯科医（★）	1	1																														
学校薬剤師（★）	1	1																														
12	設 備 等	【園舎】 <table><tr><td>部屋名(図面上記載名)</td><td>数</td><td>部屋名(図面上記載名)</td><td>数</td></tr><tr><td>保育室/遊戯室（★）（2～5 歳児保育室）(遊戯室)</td><td>5</td><td>調理室（★）</td><td>1</td></tr><tr><td>ほふく室（★）(0、1 歳保育室)</td><td>1</td><td>浴室(沐浴室)</td><td>1</td></tr><tr><td>職員室（★）(職員室)</td><td>1</td><td>調乳室(調乳コーナー)</td><td>1</td></tr><tr><td>保健室（★）(医務コーナー) 職員室の一部使用</td><td>兼用</td><td>子育て支援室(子育て支援室)</td><td>1</td></tr><tr><td>園児便所（★）</td><td>4 大 14 小 10</td><td>その他(更衣室、休憩室)</td><td>4</td></tr><tr><td>職員便所（★）</td><td>4 大 4</td><td></td><td></td></tr></table> (★) は必須 【園庭】 628.31 m² （必要園庭面積 439.6 m²）	部屋名(図面上記載名)	数	部屋名(図面上記載名)	数	保育室/遊戯室（★）（2～5 歳児保育室）(遊戯室)	5	調理室（★）	1	ほふく室（★）(0、1 歳保育室)	1	浴室(沐浴室)	1	職員室（★）(職員室)	1	調乳室(調乳コーナー)	1	保健室（★）(医務コーナー) 職員室の一部使用	兼用	子育て支援室(子育て支援室)	1	園児便所（★）	4 大 14 小 10	その他(更衣室、休憩室)	4	職員便所（★）	4 大 4				
部屋名(図面上記載名)	数	部屋名(図面上記載名)	数																													
保育室/遊戯室（★）（2～5 歳児保育室）(遊戯室)	5	調理室（★）	1																													
ほふく室（★）(0、1 歳保育室)	1	浴室(沐浴室)	1																													
職員室（★）(職員室)	1	調乳室(調乳コーナー)	1																													
保健室（★）(医務コーナー) 職員室の一部使用	兼用	子育て支援室(子育て支援室)	1																													
園児便所（★）	4 大 14 小 10	その他(更衣室、休憩室)	4																													
職員便所（★）	4 大 4																															
13	施 設 整 備 費	入札に関する部分のため、入札後の開示となります。																														
14	資 産 の 状 況	純資産額約 2 億 8,328 万円（令和 5 年 3 月 31 日現在）																														
15	そ の 他	施設整備に係る庁内関係各課との協議においての課題等は特になし																														

設置者や現在運営している施設等の沿革
(昭和 26. 6) 現在地で青い鳥幼稚園を開園 (昭和 54. 9) 園舎建て替え (昭和 63. 3) 学校法人敬愛石川学園 認可 (平成 28. 4) 施設型給付幼稚園に移行 (令和 4. 4) 利用定員を 150 名から 135 名に変更

2. 整備に係る補助について

(1) 目的

教育・保育の充実や待機児童の解消を図るため、既存の認定こども園の充実や新たに認定こども園への移行を希望する幼稚園、保育所を支援するもの。

(2) 対象者

市内の認定こども園に移行する幼稚園、保育所又は認定こども園の施設を整備する学校法人又は社会福祉法人。

(3) 対象事業

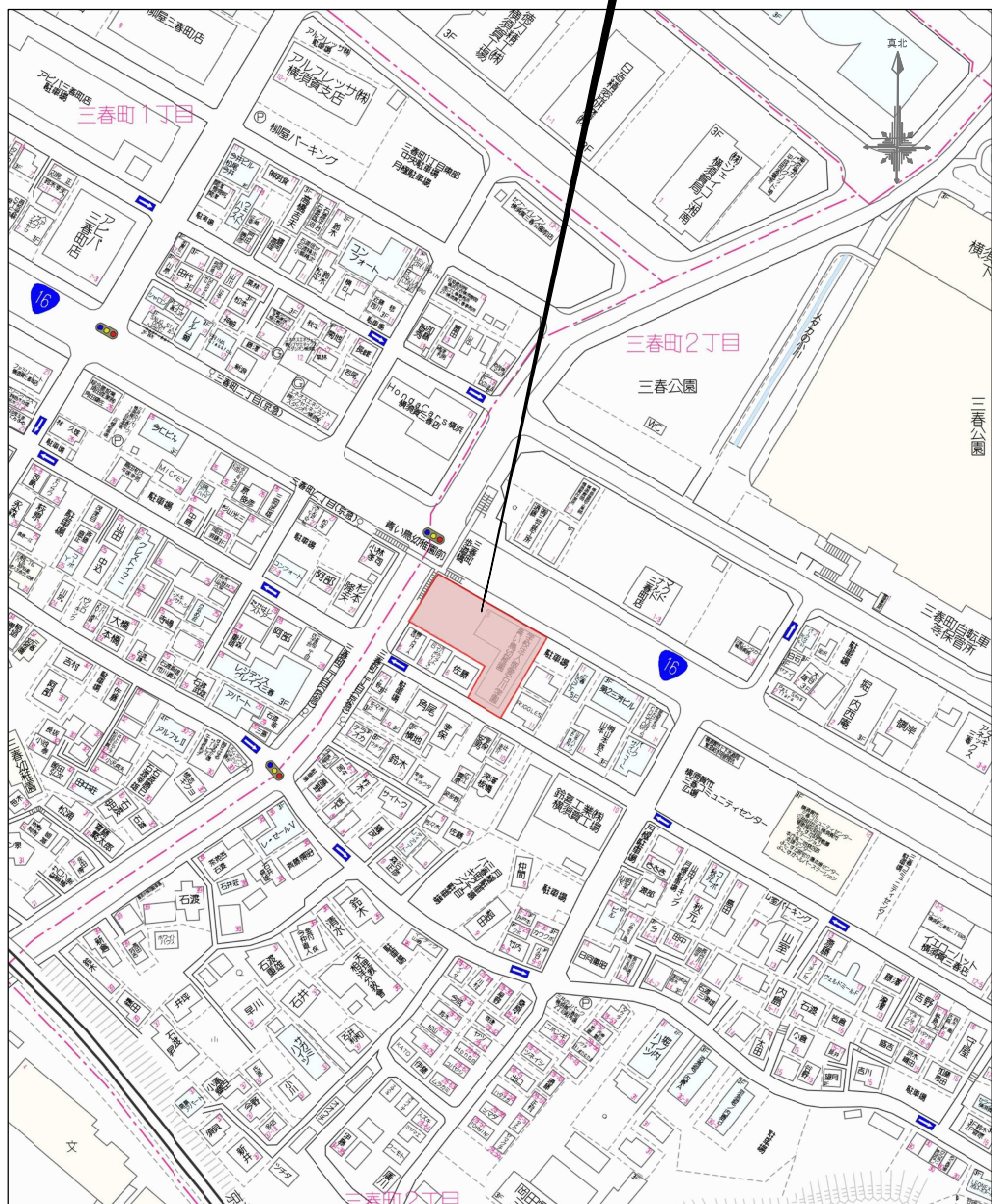
国の就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱に規定する幼稚園、保育所、認定こども園に関する施設整備事業。

(4) 補助額

本市が対象経費の実支出額の合計額と補助基準額を比較していずれか少ない方の額の 4 分の 3 を限度とした額を補助する。

位置図

申請地：横須賀市三春町二丁目4、5、10、11



案内図

児童福祉施設（幼保連携型認定こども園）の整備計画 2

1. 整備概要

No	区 分		内 容
1	意見聴取の内容		太田和こども園の建て替え計画について（整備期間は令和6～7年度の2ヶ年）
2	施設の名 称		太田和こども園・太田和こども園分園
3	所 在 地		（現園舎）【本園】横須賀市太田和 3-733 【分園】横須賀市太田和 3-1177-3 （新園舎）横須賀市太田和 3-1177-3（未確定）
4	設 置 者		社会福祉法人慈恵会 理事長 丸山 みつまさ 光政
5	開 設 予 定 日		令和7年12月1日
6	整 備 の 概 要		①現在の本園舎と分園舎は、市道 5994 号を隔てて位置し、市道は朝・夕の交通量が多いうえカーブしていることから見通しが悪く、横断歩道に信号が設置されていないことから、園児が道路を横断する際に危険が伴う状況である。 ②本施設は、私立施設では市内で唯一、医療的ケア児を受け入れているが、本園舎に登園するためには、駐車場から道路を横断し、敷地に通じる階段を上り下りする必要があるため、園児と保護者にとって大きな負担になっている。 医療的ケア児の入園希望は現在も複数あり、今後も継続して利用が見込まれる。 ③こうしたことから、道路の横断を伴う移動をなくして園児の安全を確保し、医療的ケア児の受け入れにより配慮した設備を整備し、より質の高い教育・保育を提供するために、分園舎を解体し、分園舎の敷地に、本園舎と分園舎の機能を一つに統合した新園舎を建築することとした。 ④分園舎の解体～新園舎の完成まで、分園の園児は一時的に本園で保育を行う。現状では一部保育室面積が不足するため、本園舎の隣接地に仮設保育室を設置する。
7	工 事 予 定 期 間 （ 工 事 工 程 ）		入札に関する部分のため、入札後の開示となります。
8	施設 の 概 要	敷 地 面 積	3164.91 m ² （自己所有地・一部賃借）
		建 築 面 積	
		延 べ 床 面 積	
		構 造 ・ 階 数	（現園舎は本園舎2階建て・分園舎1階建て）

9	令和7年度の定員	149人【現在の認可定員149人(本園85名、分園64名)】 (参考) 令和6年1月1日現在の実利用児童数 5歳34人、4歳33人、3歳28人、2歳25人、1歳18人、 0歳12人の合計150人																																																																																																				
10	令和7年度の子どもの内訳 及び学級数	【本園】 <table><tr><th></th><th colspan="2">1号</th><th colspan="2">2号・3号</th></tr><tr><th></th><th>現在</th><th>変更後</th><th>現在</th><th>変更後</th></tr><tr><td>5才</td><td></td><td>+5 5</td><td></td><td>+27 27</td></tr><tr><td>4才</td><td></td><td>+5 5</td><td></td><td>+27 27</td></tr><tr><td>3才</td><td>5</td><td>±0 5</td><td>25</td><td>±0 25</td></tr><tr><td>満3才</td><td>0</td><td>±0 0</td><td></td><td></td></tr><tr><td>2歳</td><td></td><td></td><td>25</td><td>±0 25</td></tr><tr><td>1歳</td><td></td><td></td><td>18</td><td>±0 18</td></tr><tr><td>0歳</td><td></td><td></td><td>12</td><td>±0 12</td></tr><tr><td>合計</td><td>5</td><td>15</td><td>80</td><td>+54 134</td></tr></table> 【分園】 <table><tr><th></th><th colspan="2">1号</th><th colspan="2">2号・3号</th></tr><tr><th></th><th>現在</th><th>変更後</th><th>現在</th><th>変更後</th></tr><tr><td>5才</td><td>5</td><td>▲5 0</td><td>27</td><td>▲27 0</td></tr><tr><td>4才</td><td>5</td><td>▲5 0</td><td>27</td><td>▲27 0</td></tr><tr><td>3才</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>満3才</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2歳</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>1歳</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>0歳</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td>10</td><td>▲10 0</td><td>54</td><td>▲54 0</td></tr></table> 【学級数】3学級(5歳1、4歳1、3歳1)(現在3学級)		1号		2号・3号			現在	変更後	現在	変更後	5才		+5 5		+27 27	4才		+5 5		+27 27	3才	5	±0 5	25	±0 25	満3才	0	±0 0			2歳			25	±0 25	1歳			18	±0 18	0歳			12	±0 12	合計	5	15	80	+54 134		1号		2号・3号			現在	変更後	現在	変更後	5才	5	▲5 0	27	▲27 0	4才	5	▲5 0	27	▲27 0	3才					満3才					2歳					1歳					0歳					合計	10	▲10 0	54	▲54 0
	1号		2号・3号																																																																																																			
	現在	変更後	現在	変更後																																																																																																		
5才		+5 5		+27 27																																																																																																		
4才		+5 5		+27 27																																																																																																		
3才	5	±0 5	25	±0 25																																																																																																		
満3才	0	±0 0																																																																																																				
2歳			25	±0 25																																																																																																		
1歳			18	±0 18																																																																																																		
0歳			12	±0 12																																																																																																		
合計	5	15	80	+54 134																																																																																																		
	1号		2号・3号																																																																																																			
	現在	変更後	現在	変更後																																																																																																		
5才	5	▲5 0	27	▲27 0																																																																																																		
4才	5	▲5 0	27	▲27 0																																																																																																		
3才																																																																																																						
満3才																																																																																																						
2歳																																																																																																						
1歳																																																																																																						
0歳																																																																																																						
合計	10	▲10 0	54	▲54 0																																																																																																		
11	令和7年度の職員	【配置基準上、保育教諭は常勤換算で18人以上必要】 <table><tr><th></th><th>現在</th><th>変更後</th></tr><tr><td>園長(★)</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>副園長</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>主幹保育教諭</td><td>1</td><td>2</td></tr><tr><td>指導保育教諭</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>保育教諭(★)</td><td>30</td><td>30</td></tr><tr><td>栄養教諭</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>事務職員</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>調理員(★自園調理の場合)</td><td>4</td><td>4</td></tr><tr><td>学校医(★)</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>学校歯科医(★)</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>学校薬剤師(★)</td><td>1</td><td>1</td></tr></table> ※★印は必置の職員		現在	変更後	園長(★)	1	1	副園長	1	1	主幹保育教諭	1	2	指導保育教諭	2	2	保育教諭(★)	30	30	栄養教諭	1	1	事務職員	2	2	調理員(★自園調理の場合)	4	4	学校医(★)	1	1	学校歯科医(★)	1	1	学校薬剤師(★)	1	1																																																																
	現在	変更後																																																																																																				
園長(★)	1	1																																																																																																				
副園長	1	1																																																																																																				
主幹保育教諭	1	2																																																																																																				
指導保育教諭	2	2																																																																																																				
保育教諭(★)	30	30																																																																																																				
栄養教諭	1	1																																																																																																				
事務職員	2	2																																																																																																				
調理員(★自園調理の場合)	4	4																																																																																																				
学校医(★)	1	1																																																																																																				
学校歯科医(★)	1	1																																																																																																				
学校薬剤師(★)	1	1																																																																																																				

12	設 備 等	【園舎】																												
		<table><tr><th>部屋名(図面上記載名)</th><th>数</th><th>部屋名(図面上記載名)</th><th>数</th></tr><tr><td>保育室/遊戯室(★) (保育室 B・C)(ホール)</td><td>3</td><td>調理室(★)</td><td>1</td></tr><tr><td>ほふく室(★)(保育室A)</td><td>1</td><td>浴室(沐浴室)</td><td>1</td></tr><tr><td>職員室(★)(事務室)</td><td>1</td><td>調乳室(調乳)</td><td>1</td></tr><tr><td>保健室(★)(医務室) 職員室の一部使用</td><td>兼用</td><td>相談室(相談コーナー)</td><td>兼用</td></tr><tr><td>園児便所 (★)</td><td>4 大 20 小 9</td><td>一時預かり専用保育室(一時保育)</td><td>1</td></tr><tr><td>職員便所(★)</td><td>8 大 8</td><td>その他(休憩室、調理休憩更衣室)</td><td>2</td></tr></table>	部屋名(図面上記載名)	数	部屋名(図面上記載名)	数	保育室/遊戯室(★) (保育室 B・C)(ホール)	3	調理室(★)	1	ほふく室(★)(保育室A)	1	浴室(沐浴室)	1	職員室(★)(事務室)	1	調乳室(調乳)	1	保健室(★)(医務室) 職員室の一部使用	兼用	相談室(相談コーナー)	兼用	園児便所 (★)	4 大 20 小 9	一時預かり専用保育室(一時保育)	1	職員便所(★)	8 大 8	その他(休憩室、調理休憩更衣室)	2
		部屋名(図面上記載名)	数	部屋名(図面上記載名)	数																									
		保育室/遊戯室(★) (保育室 B・C)(ホール)	3	調理室(★)	1																									
		ほふく室(★)(保育室A)	1	浴室(沐浴室)	1																									
		職員室(★)(事務室)	1	調乳室(調乳)	1																									
		保健室(★)(医務室) 職員室の一部使用	兼用	相談室(相談コーナー)	兼用																									
		園児便所 (★)	4 大 20 小 9	一時預かり専用保育室(一時保育)	1																									
職員便所(★)	8 大 8	その他(休憩室、調理休憩更衣室)	2																											
(★)は必須																														
【園庭】1124.72㎡(必要園庭面積482.5㎡)																														
13	施 設 整 備 費	入札に関する部分のため、入札後の開示となります。																												
14	資 産 の 状 況	純資産額約3億6,536万円(令和5年3月31日現在)																												
15	そ の 他	本施設は市街化調整区域に存在しているため、建て替えについては施設整備に係る庁内関係各課と協議を行っているが、課題等は特にない(今後も協議継続予定)																												

設置者や現在運営している施設等の沿革	
(昭和 54. 4) 太田和保育園を開園 当初より障害児保育を実施 (平成 6. 4) 一時預かり、園庭開放、ふれあい保育、育児相談等を開始 (平成 17. 4) 太田和保育園分園を開園 (平成 27. 4) 幼保連携型認定こども園へ移行	

2. 整備に係る補助について

(1) 目的

教育・保育の充実や待機児童の解消を図るため、既存の認定こども園の充実や新たに認定こども園への移行を希望する幼稚園、保育所を支援するもの。

(2) 対象者

市内の認定こども園に移行する幼稚園、保育所又は認定こども園の施設を整備する学校法人又は社会福祉法人。

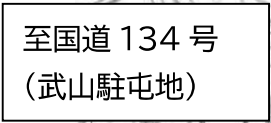
(3) 対象事業

国の就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱に規定する幼稚園、保育所、認定こども園に関する施設整備事業。

(4) 補助額

本市が対象経費の実支出額の合計額と補助基準額を比較していずれか少ない方の額の4分の3を限度とした額を補助する。

位置図



放課後児童クラブの整備計画について

1 施設整備の目的

社会福祉法人慈恵会が現在設置している放課後児童クラブ（学童保育所竹の子クラブ）は、武山小学校区を対象に運営しており、共働き世帯等のニーズに対応しています。

今回の整備計画は、既存施設の老朽化が理由であり、令和 7 年度（2025 年度）に学童保育所竹の子クラブを、新たに建築する太田和こども園園舎内に創設・移転するものです。運営の効率化、児童の環境の改善を図ることを目的とします。

放課後児童クラブの見込み

（単位：人）

クラブ名	運営場所	令和 6 年度 (2024 年度)		令和 7 年度 (2025 年度)		令和 8 年度 (2026 年度)	
		定員	人数	定員	人数	定員	人数
学童保育所竹の子クラブ	自前	30	30	30	30	30	30

上記の施設創設にかかる整備については、国の「子ども・子育て支援施設整備交付金」の活用を予定しています。

なお、放課後児童クラブは、児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。

2 子ども・子育て支援施設整備交付金

(1) 目的

市町村が、子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づき策定する市町村子ども・子育て支援事業計画（横須賀子ども未来プラン）に基づく放課後児童クラブの整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るものです。

(2) 対象者

市内の放課後児童クラブの施設を整備する社会福祉法人又は学校法人等。

(3) 対象事業

国の子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱の対象となる放課後児童クラブの施設整備。

(4) 補助額

本市が施設整備に係る経費（上限額 千円）の 3 分の 2（国 2/9、県 2/9、市 2/9）を限度とした額を助成します。

3 整備をしようとする施設の概要

No.	区 分	内 容	
1	整備の内容	入札に関する部分のため、入札後の開示 となります。	
2	施設の名称		
3	所在地		
4	設置者		
5	開設予定日		
6	施設の 概要		敷地面積
			建築面積
			延べ床面積
			構造・階数
			設備等
7	定員		
8	児童数（予定）		
9	職員		
10	整備概要及び運営形態		
11	工事予定期間		
12	地域住民への説明		
13	施設整備費（予定額）		

◎放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
に関するパブリック・コメント手続の実施について

【子育て支援課（放課後児童対策担当）】

1. 意見募集の趣旨

- ・現在、国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」及び本市の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（以下「条例」といいます。）においては、放課後児童支援員について「放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市若しくは同法第252条の22第1項に規定する中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。」と規定しています。
- ・一方で、国は「放課後児童健全育成事業」の実施について（令和5年4月12日こども家庭庁成育局長通知）」において、放課後児童支援員の要件について「職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなつてから2年以内に研修を修了することを予定している者（以下「研修修了予定者」という。）を含む。」と明記しています。（なお、この条件を適用するためには条例で規定することが必要です。）
- ・放課後児童支援員の確保は全国的に課題となっていますが、本市においても、民設民営クラブから放課後児童支援員の急遽の退職や病気などにより人員が不足した場合に、研修を修了した放課後児童支援員の確保が難しく開所や運営が厳しくなるとの相談が出てきており、今後、職員の確保が原因で廃止するクラブが出てくる恐れが生じています。
- ・上記のことから、放課後児童クラブの安定的な運営を確保し、利用する児童が継続して放課後児童クラブを利用できる環境の確保を目的に、条例の一部改正を検討しているため、本条例の一部改正に関するパブリック・コメント手続を実施します。

2. 条例の一部改正の概要

- ・放課後児童支援員の要件に、研修修了予定者も加えることとします。
- ・これにより、放課後児童クラブの開所要件となる人員が、放課後児童支援員が不足することを理由に開所できないという事態を未然に防止することが期待できます。
- ・一方で、本来は資格取得に研修の受講が必要であるにも関わらず、所定の研修を修了していない状況で放課後児童支援員として業務に従事することになるため、事前に研修計画を定めること及び2年以内に研修を修了することなどの条件を付します。

3. 今後の予定

令和6年4月

意見募集

令和6年5月

結果公表

【参考 1】放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

第10条第3項

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市若しくは同法第252条の22第1項に規定する中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) 保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第8項において準用する法第18条の18第1項の規定により神奈川県知事による国家戦略特別区域限定保育士の登録を受けた者を含む。)の資格を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業者等」という。)であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者

(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

(6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの

【参考 2】令和5年度神奈川県認定資格研修概要

- ・ 4日間(16科目)の受講が必要
- ・ 年間14クール開催(うち横須賀市は12クールに参加可能)
- ・ 一番早いクールで研修を受講できた場合は6月15日に修了

パブリック・コメント手続（意見募集）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例の改正について

意見募集期間

令和6年（2024年）

4月11日（木）～5月1日（水）

お問い合わせ先：民生局福祉子ども部子育て支援課

電話 046-822-8061（直通）

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続にあたって

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）」については、省令で示す国基準に基づいて定め、平成 27 年 4 月 1 日に施行しました。令和 2 年 4 月 1 日に基準の一部を改正する省令の施行により、基準で定める事項全て参酌すべき基準（参酌すべき基準を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることができる）となりました。

本市は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、資格取得研修の開催の予定が立っていない令和 2 年 6 月 4 日に、放課後児童支援員の研修終了予定者を令和 3 年 3 月 31 日まで放課後児童支援員と同等に扱う経過措置の規定を含む改正を行いました。令和 3 年 4 月 1 日からは、研修終了予定者は放課後児童支援員とは認めていません。

今般、放課後児童支援員不足による放課後児クラブの閉所を未然に防止し、放課後児童クラブの安定的な運営と利用する児童が継続してクラブを利用できる環境の確保を目的に、放課後児童支援員の資格要件に研修終了予定者を含める条例の改正を改めて行うことを予定しています。

このたびのパブリック・コメント手続は、この改正内容について、ご意見を伺うものです。

【目 次】

◆ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	2
◆ 意見の提出方法	4

◆放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正する条例

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 意見募集の趣旨

現在、国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）」及び本市の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（以下「条例」といいます。）においては、放課後児童支援員について「放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。」と規定しています。

一方で、国は「放課後児童健全育成事業」の実施について（令和 5 年 4 月 12 日こども家庭庁成育局長通知）」において、放課後児童支援員の要件について「職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなってから 2 年以内に研修を修了することを予定している者（以下「研修修了予定者」という。）を含む。」と明記しています。（なお、この条件を適用するためには条例で規定することが必要です。）

放課後児童支援員の確保は全国的に課題となっていますが、本市においても、民設民営クラブから放課後児童支援員の急遽の退職や病気などにより人員が不足した場合に、研修を修了した放課後児童支援員の確保が難しく開所や運営が厳しくなるとの相談が出てきており、今後、職員の確保が原因で廃止するクラブが出てくる恐れが生じています。

上記のことから、放課後児童クラブの安定的な運営を確保し、利用する児童が継続して放課後児童クラブを利用できる環境の確保を目的に、条例の一部改正を検討しているため、本条例の一部改正に関するパブリック・コメント手続を実施します。

3 条例の一部改正案の概要

放課後児童支援員の要件に、研修修了予定者も加えることとします。

これにより、放課後児童クラブの開所要件となる人員が、放課後児童支援員が不足することを理由に開所できないという事態を未然に防止することが期待できます。

一方で、本来は資格取得に研修の受講が必要であるにも関わらず、所定の研修を修了していない状況で放課後児童支援員として業務に従事することになるため、事前に研修計画を定めること及び 2 年以内に研修を修了することなどの条件を付します。

4 施行日

令和6年7月1日（予定）

意見の提出方法

1 提出期間 令和6年（2024年）4月11日（木）から5月1日（水）まで

2 あて先 民生局福祉こども部子育て支援課放課後児童対策係

3 提出方法

○書式は特に定めておりません。

○住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。

（1）（市内在勤の場合）勤務先名・所在地

（2）（市内在学の場合）学校名・所在地

（3）（本市に納税義務のある場合）納税義務があることを証する事項

（4）（当該パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合）利害関係があることを証する事項

○次のいずれの方法により提出してください。

（1）直接持ち込み

- ・民生局福祉こども部子育て支援課（横須賀市役所はぐくみかん5階）
- ・市政情報コーナー（横須賀市役所2号館1階34番窓口）
- ・各行政センター

（2）郵送

〒238-8550

横須賀市小川町11番地

横須賀市役所 民生局福祉こども部子育て支援課

（3）ファクシミリ

046-827-0652

（4）電子メール

as-dc@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予め御了承ください。

いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。